

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 吉田 敬子

### 1 日時

令和2年3月18日（水曜日）

午前10時2分開会、午後0時9分散会

### 2 場所

第2委員会室

### 3 出席委員

吉田敬子委員長、白澤勉副委員長、関根敏伸委員、五日市王委員、佐藤ケイ子委員、佐々木茂光委員、田村勝則委員、工藤勝博委員、高田一郎委員、山下正勝委員

### 4 事務局職員

鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、安藤併任書記、昆併任書記

### 5 説明のため出席した者

上田農林水産部長、佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長、  
小岩技監兼農政担当技監兼県産米戦略室長、伊藤農村整備担当技監、  
橋本林務担当技監、石田水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁港担当技監、  
菊池競馬改革推進室長、千葉理事心得、米谷農林水産企画室企画課長、  
山本農林水産企画室特命参事兼管理課長、菊池団体指導課総括課長、  
佐藤団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、  
藤代農業振興課総括課長、今泉農業振興課担い手対策課長、  
菊池農業普及技術課総括課長、高橋農業普及技術課農業革新支援課長、  
三河農村計画課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、千葉農村建設課総括課長、  
菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、  
佐藤農産園芸課水田農業課長、菊池畜産課総括課長、  
村上畜産課特命参事兼振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、  
工藤森林整備課総括課長、及川森林整備課整備課長、西島森林保全課総括課長、  
工藤水産振興課漁業調整課長、内藤漁港漁村課漁港課長、  
竹澤競馬改革推進室競馬改革推進監、小原県産米戦略室県産米戦略監

### 6 一般傍聴者

なし

### 7 会議に付した事件

#### (1) 議案の審査

議案第45号 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

8 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

なお、本日、鎌田漁港漁村課総括課長は忌引のため欠席となりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 45 号漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○工藤漁業調整課長 議案第 45 号漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして御説明いたします。

議案は、議案書（その 2）、89 ページになりますが、内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明させていただきます。

1 の制定の趣旨であります。平成 30 年 12 月、適切な資源管理と漁業の成長産業化を両立させるため、漁業法を改正する漁業法等の一部を改正する等の法律が公布されたことから、漁業法を引用している関係 3 条例について、所要の整備をしようとするものです。

2、個別の条例の改正内容であります。 (1) の岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例につきましては、第 1 条第 3 項第 10 号において引用する漁業法の条項が移動したことから、これらを整備するものでございます。なお、表に新旧対照を示してありまして、変更点に下線を引いております。

次に、(2) の情報公開条例につきましては、第 42 条において引用する漁業法の条項が移動したことから、これを整備するとともに、漁業法の改正によりまして新たに規定されました漁獲割当管理原簿について条例の適用除外とするものです。漁獲割当管理原簿は、船舶ごとに割り当てられた漁獲可能量を管理するため、農林水産大臣または知事が作成、管理するものとなっております。この漁獲割当管理原簿に関する公表の手續につきましては、政省令で規定される予定とされているため、県の情報公開条例の適用を除外しようとするものであります。

次のページをごらん願います。(3) の住民基本台帳法施行条例につきましては、海区漁業調整委員会における漁業者等を代表する委員の公選制が廃止されたため、別表第 3 において引用する漁業法の規定を削除するものであります。

3 の施行期日がありますが、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行日とするもので

す。なお、当該法律は、平成 30 年 12 月 14 日に公布され、公布の日から 2 年以内に施行されることとなっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高田一郎委員 今度の条例改正は、漁業法の一部改正に伴う所要の整備ということで、漁業法の改正、それ自体が漁業権免許の優先順位廃止、公選制の撤廃など、これまでの漁業のあり方を根本から変えるような見直しだと思います。70 年ぶりの見直しだということも言われていますけれども、漁業政策が大きく変わる内容だと思います。

そこで、情報公開条例の中で、漁獲割当管理原簿を情報公開条例から適用除外するということになっていますが、この漁獲割当管理原簿そのものがどのようにこれまでと変わっていくのか。そして、情報公開条例から適用除外をするということになるわけですが、これは情報公開の対象にならないということなのか、その辺のところを詳しく説明していただきたいと思います。

○工藤漁業調整課長 まず、この漁獲割当管理原簿の作成につきましては、資源管理において船舶ごとに漁獲できる可能量を設定するという資源管理手法が導入されるということで、こういう漁獲可能量を管理するための原簿が整理されることとなります。これまでの資源管理につきましては、漁業許可の許可隻数やトン数、船の大きさなどを制限するなどの規定と、網目の大きさをこのぐらいにするとか、ある程度大き目にするとか、この時期は捕ってはいけないというような技術的な規制、そういうような規制で資源管理が主に行われてきたところがございます。これを国は、今回の制度改革において、捕れる量を規制する産出量規制という考えを資源管理の基本とするということで示しております。

今後、どう変わるかということなのですが、まずこの漁獲割り当て、漁獲できる量を制限するというやり方につきましては、まず漁獲、どの船がどのくらい捕っているのかということを中心に把握できる、船の数が少なかったり、あとは水揚げする市場の数が少ないような大臣許可の船からそういう資源管理手法が導入される予定となっておりますので、岩手県の沿岸で主に小型の知事許可で操業されている方につきましては、しばらくこの漁獲割り当ての導入は予定されているところではありません。

また、条例の適用除外にはなるのですが、この漁獲割当管理原簿というのは、漁業法施行令や省令のほうで、その公開する手続が定められることになっておりますので、全く公開されないものではないこととなっております。

○高田一郎委員 わかりました。そうしますと、情報公開条例については、漁獲割当管理原簿は情報公開条例の適用除外になるけれども、省令で定めるので、法の趣旨に基づいて情報公開はしていくという、情報公開条例の対象にならないけれども、ほかの省令などで対応していくということで、情報公開の対象になるという理解でいいのですか。

それと、漁獲割当管理原簿については、只今の説明でよくわかりました。そうしますと、資源管理のあり方が大きく変わるものだと思います。船舶ごとに漁の規制をつくってやると

ということですから、それ自体可能なのかどうか。対象魚種を5年間で200種類にするとかということも言われていますけれども、そもそもの漁船ごとの割り当てというのは、今でも漁船数が多くて、そして漁業を営む、多様な魚を同時に捕獲する漁業で成り立っているわけですから、これが果たして可能なのかどうか、それが漁業に逆に大きな混乱を来して、大きな課題をつくらないのかという懸念がありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○**工藤漁業調整課長** 1点目の情報公開の対象になるかにつきましては、政省令で手続を定めますので、管理原簿に関しましては情報公開の対象となるものです。

2点目の資源管理の規制の方法が大きく変わるところに関しまして、この資源管理のやり方につきましては、先ほど200種というお話がありました。今、日本全体の漁獲量の5割ぐらいを漁獲可能量という規制方法で管理しているところです。それを8割までふやしていきたいということです。この8割までふやしていくために、資源の評価対象種を、今50種類ぐらいでとどまっているものを200種類までふやしていくという方針になっております。

日本の場合は、諸外国と比べまして一遍に捕る種類数が多くて、なかなか産出量規制というのは難しいのではないかとこの考えもあったところなのですが、やはりある程度漁獲する隻数や水揚げ港が限定している船に関して、そのような取り組みをどんどん入れていくというのが国の考えです。今一部の大臣許可の船で試験的にそういう資源管理がちゃんと機能するかどうかを試されているところでございます。

○**高田一郎委員** 漁業のことは私よくわからないのですが、何か本当に資源管理ができるのかというような不安があります。また現場では大きな混乱が起きるのではないかなと思いますが、これは具体的にどのような形で今後進められていくのでしょうか。大臣許可が必要な船もあれば、県の許可が必要な船もあればということです。そして、これから船舶ごとに、あなたの船はどのくらいというようになっていくのでしょうか、これが定期的にいつごろから進めようとしているのですか。

○**工藤漁業調整課長** まず、大臣許可漁業からこのような船舶ごとの漁獲可能量の規制を導入していくということになっております。この大臣許可に関しては大臣のほうで各船ごとにこのぐらい漁獲しても大丈夫であるということをしていくこととなります。国のほうからは、具体的にいつぐらいから導入していくのかというのはまだはっきりとは説明がなされていないものでございます。

○**高田一郎委員** マグロの漁獲を見ても、大型船がかなり有利になるような、そういう状況も聞いていますので、かなり不安な要素がある形ではないかと思えます。いずれこの問題については、情報公開条例の適用除外とすることでするので、政省令でやると理解します。

その他、海区漁業調整委員会の公選制の廃止の問題についてお伺いします。今度の漁業法の一部改正に伴って、公選制がなくなって、海区漁業調整委員は知事の任命制になると

いうことであります。予算特別委員会でも若干議論されたところでもありますけれども、今まで直接選挙していたものを知事が任命するということですのでけれども、これは漁業者の被選挙権を奪うことになるわけです。前回は岩手県の場合、選挙になったわけですが、今度はそのようにならないというような中身であります。これは、これまでの公選制で何か課題があったのでしょうか。その点が一つと、やはり漁民からそういう要望があったのかどうかということです。この間、海区漁業調整委員会連合会という、全国の組織があって、ここでは漁業法の一部改正に対して反対を表明して、国会でも副会長が参考人質疑に参加して、反対の弁を述べられたというのを記憶しております。改めてこれまでの公選制のどこに問題があったのか、そして漁民からの要望だったのかどうか、この点を二つお伺いしたいと思います。

○工藤漁業調整課長 まず一つ目の公選制での課題についてですが、国の説明によりますと、ほかの都道府県において、公選制といいながら選挙にならないところも多くあったこともありますし、あと今後海区委員会の役割が非常に重要になってくるということもあって、国は選出方法の制度を見直したと聞いております。

それから、漁業者の方からの要望があったのかということに関しては、国にそのような話があったかどうかについては、情報を持っておりません。

○高田一郎委員 漁民の声でもないですし、全国の海区漁業調整委員会連合会からも反対の声があったということで、漁民から出発したものではないと思いますけれども、今の説明では、海区漁業調整委員会の役割が大きくなるので、公選制でなく知事の任命にしたという話ですけども、これは国の主張だと思います。役割が大きくなったから公選制を廃止するというのは全然理解できません。これは何ですか。

○工藤漁業調整課長 この漁業法の改正に伴いまして、資源管理が強化されることや、漁業権免許の手續など、いろいろなところで海区漁業調整委員会の意見を聞くようにということが改正法の中で言われているところでもあります。今度知事がこの海区漁業調整委員会の委員を選任するのに当たりまして、漁業者の方の意見を取り入れるために委員の過半数は必ず漁業者の方を入れなければならないとか、あとは漁業者の方の年齢構成や操業する地域、そういうものに偏りがないように配慮するようにということも規定されておまして、その委員の中に資源管理の学識の方など中立の方を入れるように構成メンバーの指定があります。そういうようなことで、さまざまな意見を取り入れるために役割が重要になるので、いろいろな意見を集約できるような組織にしよう、選出方法を見直したと聞いております。

○高田一郎委員 国の主張はよくわかりますけれども、選挙にならないとか、海区漁業調整委員会の役割が大きくなるのでというのは、何か全然よくわからない。そういう理由と公選制を廃止するというのは全然リンクできないような理由だと思います。運用に問題があって、改善が必要であるというのはある意味ではわかるのですけれども、それは公選制を廃止するという理由にならないのではないかと私自身は思います。それで、やは

りそれぞれの候補者がそれぞれの水産政策を掲げて大いに議論するということが大事であって、前回もそういうことで岩手県の場合は選挙がありましたし、そのようなことが非常に大事ではないかと思うのです。

国の漁業法改正というのは、漁業権の免許に関する問題については、いわゆる企業の参入です。これについては、海区漁業調整委員会の意見を聞くということになっているのですが、この企業の参入にいろいろ障壁があると伺っています。そのときにやはり公選制で漁民から選ばれた代表ではなかなか企業参入できないので、公選制をなくして、知事の任命で、企業が参加しやすい、そういう環境をつくっていくというのが本当の国の狙いではないかと私自身思います。全国海区漁業調整委員会連合会、そこでもそのような主張をされておりますが、私もそうなのではないかと思っております。この点について、石田水産担当技監に伺います。

○石田水産担当技監兼水産振興課総括課長 海区漁業調整委員会の位置づけについては、水産の分野は、なかなかわかりにくいのですが、漁業をする上で多種多様な漁業、それから漁船がありまして、その海面での利用をすることに当たっていろいろ紛争が起きたり、利害関係があります。それを第三者機関的な要素として全国に設置されているというようなところなんです。ですので、漁業法が改正されても海区漁業調整委員会の位置づけというのは変わらず、調整する場ということで引き続き設置されて、各都道府県にあると思っております。

国の説明では、国の議論の中では、全国にある海区漁業調整委員会について、これまで公選制で漁業法でやっておりますけれども、一言で言いますと人がかわらない、あるいは漁民代表といっても公選制に立候補されない地域もあって、それによって海区漁業調整委員会の機能がちょっと活性化していないのではないかという議論があったようです。そういうことで、公選制を原則としている中で立候補がないような地域もあるということから、国はやはりこの調整機能をしっかり果たさなければいけないということで、公選制を廃止して、今般知事が漁業者の代表、過半数以上を任命し、それから学識経験者を任命し、議会の承認を得て委員として任命していただくという手続の方法をとったと聞いております。このような議論は、国の水産庁の中では水産政策審議会の中で何度か議論されており、この漁業法に反映されたものですので、我々としては国の示した考え方に基づいて、これから政省令が具体的に示されますので、その手続に基づいて業務を進めたいと考えております。

○高田一郎委員 今石田水産担当技監が話したのは国の考え方です。私が聞いたのは、国の考え方ではなくて、県の考え方をお聞きしたのであって、今お話があったように漁業法が改正されて、公選制から知事の任命制に変わったとしても、海区漁業調整委員会の役割というのは全く変わらないと思いますし、役割はますます大きくなると思うのです。それを任命制にしていいかどうかという議論だと私は思います。これまでの前回選挙で岩手県の場合は選挙を行って、それぞれの候補者が水産政策を掲げて、大いに議論して、そうい

う意味では海区漁業調整委員会もいろいろな面で活性化したのかなと思います。制度をそういう形に変えるのはどうかと私は非常に疑問に思っています。最後に今度の選挙はいつになるのですか。

○**工藤漁業調整課長** 今回の漁業法の改正に伴いまして、その選出方法が変わるために、法律の中で現在の委員につきましては令和3年3月31日まで任期が延長されることになっております。次期の海区委員の任命は令和3年4月1日の予定とされております。

○**吉田敬子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**吉田敬子委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**高田一郎委員** これは、漁業法の一部改正に伴って所要の条例を整備しようとするものであります。国会で法律が制定されたので、こういう提案をせざるを得ないということだと思いますけれども、しかし今度の制度、70年ぶりの漁業法の改正で、企業の参入とか、あるいは船舶のトン数規制を見直すなど、漁場の資源管理を大きく見直すような抜本的な見直しだと思います。これは浜の秩序を乱すような、そういう懸念もいろいろ指摘されております。それを前提とした条例の見直しだと思います。特に海区漁業調整委員会の公選制の廃止については、これまでも特に問題があったわけではなくて、漁業者の被選挙権を奪うものであって、大きな改悪ではないかと思えます。国の狙いというのは、先ほどお話ししたように、公選制、漁業の代表を選んで進めていく公選制では、企業の参入に結びつかないということが、改正の狙いの根底にあるのではないかと思えますので、この条例の見直しについては、私自身としては賛成することができないということを申し上げておきたいと思えます。以上です。

○**吉田敬子委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**吉田敬子委員長** ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**吉田敬子委員長** 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**五日市王委員** 私から、本会議等でも議論がありました、いわての森林づくり県民税についてお伺いをいたします。

御案内のとおりですが、平成18年から始まったいわての森林づくり県民税、現在3期目ということで、令和2年度で3期が終了ですね。そして、令和3年以降どうするか、継続

するかどうかも含めて今議論が行われていると思います。いずれこの検討状況と、早めに決めて周知するというものではないかと思うのですが、今後のスケジュールについてお伺いします。

○高橋林業振興課総括課長 いわての森林づくり県民税の次期対策につきましての検討状況、スケジュールについての御質問でございます。

いわての森林づくり県民税事業評価委員会におきまして、本年6月からこれまで5回の検討を実施しております。その間、県内の4か所で広域振興局を会場に、県民懇談会を開催させていただきました。また、市町村でありますとか、森林所有者、県民の方々を対象にアンケートを実施しております。

いわての森林づくり県民税事業評価委員会におきましては、いわての森林づくり県民税の第3期における取り組みの成果や課題、いわての森林づくり県民税と森林環境譲与税との関係、委員からお話もありました使途の拡大、こういったことにつきましてさまざまな御意見等を整理しながら具体の検討を進めていただいております。3月27日にいわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催する予定としておりまして、この時点で今後の基本的な方向につきまして取りまとめをお願いしているという状況であります。

また、今後の周知等のスケジュールということですが、今月末のいわての森林づくり県民税事業評価委員会からの御提言の内容、こちらを踏まえまして、来年度前半には県としての方針を作成していきたいと考えております。その後更新の内容につきまして、県議会、森林審議会等にまず御説明をさせていただきまして、その後アンケート、あるいは地域説明会、パブリックコメント、こういったことで幅広く県民の方の意見をいただきたいと思っております。これらの御意見を反映させていただきまして、県としましては令和2年12月定例会に、いわての森林づくり県民税条例など関係する条例について改正案を御提案申し上げることを想定して、事務を進めていきたいと考えています。

○五日市王委員 わかりました。私もいわての森林づくり県民税事業評価委員会の前回の資料も見させていただきました。まず県民懇談会では、継続に賛成が89%、継続する場合は使途も拡大すべきが75%と、大分浸透もしてきていますし、期待も高いということだと思います。また、いわての森林づくり県民税事業評価委員会のまとめでも、継続して使途の拡大など施策の充実を図ることが必要だとされています。あるいは県議会でも、あとは森林・林業会議などからも、再生林を含めて使途の拡大という要望も出ていると思います。私も、ぜひそういうことも踏まえて継続していただいて、使途の拡大をしていただければいいと思っております。

ただ一方で、近年多発傾向にある大雨に伴う土砂流出を防止するためには森林の公益的機能を高度に発揮させる必要があり、森林所有者はもちろんのこと、その恩恵を享受している多くの県民が森林の適切な維持管理と森林を良好な状態で次の世代に確実に引き継いでいくことの重要性をきちんと理解する必要もあると考えております。

こういった状況の中ですが、令和4年に第73回の全国植樹祭が本県で開催されるという

うれしいニュースもあります。この開催の理念の中にも、森林の恩恵を県内外にアピールし、健全で豊かな森林を次の世代へ引き継いでいきますなどと掲げられておりまして、こういった理念はいわての森林づくり県民税の目的にも合致するのではないかと考えております。そのようなことを踏まえると、本県で開催される第73回全国植樹祭の開催に向けたさまざまな取り組みに対して、このいわての森林づくり県民税を積極的に活用して強力に後押ししていくべきだと思います。要は使途拡大の中に、この全国植樹祭への取り組みに対しても広めてもいいのではないかとということなのですが、これに対しての見解をお願いしたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 先ほど御説明したとおり、現在第3期の終了後のあり方、あるいは具体的な使途につきましていわての森林づくり県民税事業評価委員会で検討させていただいております。去る1月の末ですが、いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたしまして、今委員から御紹介がありましたような中間的な方向性といいますか、そういったことが出されております。県といたしましては、今月末のいわての森林づくり県民税事業評価委員会の提言、こちらを踏まえまして、来年度におきまして令和3年度以降の県民税のあり方につきまして、今委員のほうから御提言いただきました全国植樹祭への活用といったような視点も参考にさせていただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○五日市王委員 理念の中には、一番はやはり県民総参加による森林づくりと森林資源の循環利用を推進しますと、まさに県民税は県民の皆様が納めていただいているわけですので、そういう意味では、県民意識の高揚にもつながると思います。ぜひ、このようなものを3期以降に参考にさせていただきたいと思います。

私も、育樹祭には2回、植樹祭には1回、おかげさまで参加をさせていただきました。関係者の方からお話を聞くと、ざっと1,000人、1億円ということを知るので、今回スタッフを入れて6,000人規模ということなのですが、やっぱり多額の経費がかかるということも、避けては通れないことだと思います。

また、開催理念の下のほうにも書いてありますが、私の出身地の県北地域では漆が国内生産量7割を占めて、シェア日本一であります。何とかこの漆の出番もつくっていただきたいと思います。お手植えはなかなか厳しいのかな、お手まきなら何とかなるのかなとか、いろいろなことも考えています。いずれ、例えば天皇陛下、皇后陛下が植えていただいた漆が、15年後にはその樹液を使って漆器をつくって献上するとか、そういったストーリーも、皇室に対してできるかどうかはわかりませんが、そのようなことも含めて物語づくり、歴史づくりをしていただければと思いますので、所感を伺って終わります。

○橋本林務担当技監 ただいまの御発言につきましては、先ほども何回か答弁しておりますとおり、いわての森林づくり県民税事業評価委員会の提言を踏まえて県の方針を決めるといったスケジュールになっていますので、その中でしっかりと検討させていただいております。全国植樹祭について、現在計画を考えているわけですが、その案の中に岩手らしさという

部分も入っておりますので、そういったものも含めて県全体での盛り上がりをつくりながら、実行に進めて準備を進めてまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 私からも大きく2点お伺いしたいと思います。まず一つは先般各議員に配られました農地中間管理事業の基本方針の改正ということで、3月4日付で農業振興課から資料が配られております。まず、これについて、確認も含めてお伺いします。この農地中間管理事業の基本方針の担い手が利用する農地面積の目標が8割ということで、今後、令和10年度までに担い手によって利用されるということで目標を設定しておりますが、現状値の65%から80%と示しておりますが、まずこの8割の考え方、根拠について、教えていただきたいと思っております。

○今泉担い手対策課長 今回県が設定しました基本方針の令和10年度の農地集積率達成8割の設定方法についての御質問でした。まず一つは国の方針が8割ということがあります。県といたしましても、この国の方針に準拠しまして設定したものでございます。

○白澤勉委員 お伺いしますが、私、その前提となる母数の農地面積、耕地面積、ここに違和感を感じて質問しています。8割の目標値で設定するに当たって、農地面積、平成30年度15万100ヘクタール、これが令和10年も引き続き横並びの15万100ヘクタールということで設定しております。私の理解では、農地面積は年々減少してきていると思っております。具体的に言いますと、例えば平成25年に15万2,000ヘクタールぐらいの農地がこの5年間で2,000ヘクタールぐらい減っているのです。つまり10年間ぐらいで、4,000ヘクタールぐらい減ってきていると理解しております。一方で、当然、採草の放牧地だとか、いろいろあるのしょうけれども、私の捉え方は広い県土の中の約1割が農地面積だということで理解していますが、これが年々減ってきているということですので、まず令和10年も15万100ヘクタールだと設定している、その根拠のお考えをお伺いします。

○藤代農業振興課総括課長 農地中間管理事業の基本方針の母数の農地面積、令和10年、15万ヘクタールの根拠ということですが、農林水産部とすれば当然農地を有効的に活用して農業生産を高める、こういったことを主眼に仕事をしております。委員御指摘のとおり、毎年200ヘクタールぐらいずつ農地については転用などで減少しているということは承知しておりますが、農地を所管する部として将来的に農地が減るのだということを是として目標設定をする形にはならないだろうということで、現状の農地面積15万ヘクタールのまま、令和10年も農業生産活動をすることを前提に、令和10年の農地面積については15万ヘクタールと設定しているところです。

○白澤勉委員 今の説明の気持ちはわかります。しかし、200ヘクタールではなくて、2,000ヘクタールです。私の理解では、10年間で、4,000ヘクタールとか5,000ヘクタールぐらい減っているのです。何を言いたいかということ、岩手県の土地利用の話言えば、全体で県が所管している、環境生活部で国土利用計画というものを所管して、各部署でこういう土地利用の目標設定をしております。昨日も都市計画のほうでは、私は盛岡広域を含めて、少し情報をお話しさせていただいたのですが、岩手県の県土の全体の面積と

いうのは10年間では当然変わりません。変わらない中で、人口も減り、今後どう有効に使っていくかというのは、各部局のまさに知恵の出し方であろうと思います。

ただ、国土利用計画との整合性をお伺いしますが、国土利用計画では10年後、令和10年で農地をどのくらいとして設定しているのか、まずお伺いします。

○藤代農業振興課総括課長 先ほど私が申し上げましたように、200ヘクタールというのは1年当たりというような形で話をさせていただきました。

また、申しわけございません、今手元に国土利用計画の農地面積のデータを持ち合わせておりませんので、後ほどこれについては御答弁させていただきます。

○白澤勉委員 私は、思いはすごく大事だと思います。ただ、冷静な分析も必要で、頭はクール、ハートは熱くという思いで見えています。県全体では、土地利用について環境生活部の環境保全課で、あまり議会では議論が出てこないところではありますが、恐らく今後の土地利用計画のあり方のようなところも各農政部で数値は出しているのです。ただ、そのときの数値の出し方というのは、やっぱり右肩で下がっていくという目標設定をしながら全体でどうコントロールしていくのかと、保全と開発の部分のバランスをどうとっていくのかという部分について議論しているはずなので、その辺について教えていただきたいと思います。

そういう中で、3番に農用地等の利用の効率化、高度化の目標ということで、ここに遊休農地の解消に資する取り組みの働きかけを行っていくのだと。そこで、お伺いしますが、遊休農地は今どのような状況になっているのか。確認の意味でお伺いします。数字の細かいことを僕は聞きたいのではなくて、トレンドとしての話で結構ですから、ふえているとか、横ばいですとか、そのような内容で結構ですので、お願いします。

○藤代農業振興課総括課長 有効に使われない農地というのが、言い方が三つありまして、耕作放棄地、遊休農地、荒廃農地という言い方があります。これは、農業者の方がみずから申告してという、農林センサスの統計上と言う場合には耕作放棄地というような形になります。今委員御指摘の遊休農地という言い方になりますと、これは農業委員会で調べた数字になるのですが、平成26年に約4,600ヘクタールだったものが、平成30年度では3,500ヘクタールということで、遊休農地という捉え方をすれば減少という形になります。

○白澤勉委員 それでは、耕作放棄地はどうでしょうか。少し聞き方を変えますが、県内で所有者不明の土地の問題というのも一方であります。この所有者不明土地問題というのも、国も含めていろいろ出ているのですけれども、農地台帳における所有者不明土地の割合、どの程度あるのでしょうか。例えば二、三割ですとかの割合のレベルで結構ですので、わかれば教えていただきたいと思います。あわせて林地台帳のほうでも聞かせていただきたいのですが、林地台帳でも平成31年度からいろいろ林地台帳を作成して、運用開始に向けて動き始めていたということで私は理解していますが、農地と林地について、どのような所有者不明の土地になっているのか教えていただきたいと思います。

○藤代農業振興課総括課長 本県の相続の未登記農地の部分になりますが、約2万2,000

ヘクタールあります。それからそういったおそれのある農地というのは約1万5,000ヘクタール、計3万8,000ヘクタールとなっております。

○**工藤森林整備課総括課長** 林地台帳ですが、平成31年度から各市町村において台帳の活用について公表しているところです。

相続未登記の関係ですが、県でそのデータはないのですけれども、国で数年前に調査した結果、全国で約3割の所有者がきちんとした相続がされず、今の状態になっていると。県でも同様な状況だと思うのですが、市町村の森林の土地の所有者届出制度というものがあります。そういった新たに相続をした、あるいは新たに所有したという所有者を台帳に組み入れながら、徐々に新しいものに近づけていく取り組みをしているところです。

○**白澤勉委員** 平成28年の農林水産省の調査によれば、県内の所有者不明農地の割合、大体2割だったと私は捉えております。山については全国的には3割だったと思いますが、後でちゃんと捉えておいてほしいと思います。何を言いたいかというと、今後の人口減少社会の中において、限られた土地利用のあり方、そして復興あるいは高台移転を進めるに当たっても、山の所有者や、土地の境界がどうなっているのかわからず、事業を動かす担当者は大変苦勞されたと思います。全てはこの土地問題をしっかり解決しないと何も動かないというのが震災の教訓でもあり、そういった意味からもぜひこの部分についてしっかり基本となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。きのうは県土整備部で母なる事業のお話をさせていただきましたが、農林水産部もまさに土地から価値を生み出していく、そういった事業を所管している皆様ですので、そのベースをしっかりとさせていただきたいと思います。農地法に基づく遊休農地の活用のための利用権の取得実績、いろいろと農地中間管理機構が利用権を取得している実績もわかれば教えていただきたいのですけれども、総じて1件とか、なかなかまだ進んでいないところもあろうかと思ひます。最後にこの指針の中の農地中間管理機構における出し手と受け手の掘り起こしとマッチング、人材の確保に努めていくのだというようなことが書いておりましたので、人材の確保、マッチングに向けての取り組みについて、最後前向きな話を聞いて、終わりたいと思ひます。

○**藤代農業振興課総括課長** まず、一つ目の所有者不明の農地の対応状況ですけれども、平成30年に法律が改正されまして、所有者不明農地につきましては、農業委員会が探索を行っても所有権の過半を有する者を特定できない場合に、これまでに特定された者の同意をもって中間管理権を設定できると法改正がされておりましたので、県内ではこれまで2件、法改正に基づいて、農地の利用権設定が行われております。

また、今委員から御指摘ありました農地中間管理事業のこれからの農地集積につきましては、今市町村のほうで地域農業マスタープランの実現に向けて、取り組んでいただいております。地域農業マスタープランというのは県内で447つくらわれているのですが、これについて、それぞれのプランごとに該当する農家の方に、将来どういう農地を利用していくのかというようなアンケート調査をさせていただき、今どのような土地の利用状況になっているか地図をつくっていただいております。その地図に基づいてこの土地を誰が使っ

ていくか、将来なかなか耕作が難しいところは誰が使っていくのだ、あるいは何をつくっていくのだというようなことの議論を深めていただくというのをことしと来年の2カ年をかけて今行っているところです。現在は、新型コロナウイルス感染症との関係で地域での話し合いがなかなかできにくい状況になっております。新型コロナウイルス感染症対策前ですと、今年中に447のうちの60プランぐらい、残りの分については来年というような形で進める予定ですが、今そういったことを地域にお願いして、県も一緒になって議論に入っているのですが、農地が地域で有効的に引き続き使われていくように取り組んでいきたいと考えております。

○白澤勉委員 次に、昨日も佐々木朋和議員が原木シイタケの東京電力の賠償の件についてお話しされていましたが、確認させていただきたいと思います。昨年8月に全国・原木しいたけサミットが開催されております。県内の生産者の方、あるいは全国から集まってきました。東京電力の賠償資金が手元になくなって、宮城県では断念せざるを得なくなったというような非常に厳しい状況になっているという話を聞いているのですが、岩手県でそういった生産者の方は出てきているのか、お伺いします。

○高橋林業振興課総括課長 県内での東京電力からの賠償の状況についてですが、県内では大きくJAグループと、森林組合系統、この二つの賠償対策委員会がありまして、こちらのほうから東京電力に対して生産者の方々の被害をまとめて請求しているという状況にあります。

請求額につきましては、これまでの累積となりますが、令和元年12月末現在で約56億円で、これに対する支払率が、98.4%となっております。県内の賠償につきましては、おおむねですが、順調に進んでいると考えております。

○白澤勉委員 98%というのは100%ではないわけですが、その賠償の絡みで生産、経営を断念せざるを得ない方々は、出ていないということなのでしょうか。

○高橋林業振興課総括課長 県内のシイタケ生産者の県南13市町におきましては現在出荷制限がかかっておりまして、こちらのほうでは当時おおむね900名ほどの生産者がいたと考えております。そこから断念や休止といったような状況にある方々が600名弱いらっしゃるかと考えております。この中には賠償を請求されている方もいますし、またシイタケ価格の変動でありますとか、家族、従業員の高齢化といったようなさまざまな問題があつて、休止、断念の判断をされている方がいるということでもあります。

賠償額が十分であるかどうかということにつきまして、今お話あつたかと思えますけれども、個々の家庭、生産者の方々の状況に応じ、そういった影響がないとは言いきれないと考えております。

○白澤勉委員 あの事故から9年近くが経過しまして、県も同じ認識だと思えますが、いまだその事故被害というのが継続しています。県もさまざまな政策を打っていただいていることに感謝を申し上げますし、全国の生産者の方からも岩手県の取り組みについては高く評価されているのも事実であります。隣の宮城県の生産者の方とこの前お会いしたとき

にも、岩手県の取り組みをうらやましいという声も聞いておりまして、本当に農林水産部の皆様の東京電力の賠償に向けた、あるいは原木シイタケ再生に向けた取り組みについては、私も改めて敬意なり、本当に感謝を申し上げたいと思って質問しております。

それで、賠償の性質上なかなか難しいところはいっぱいあると思うのです。ポイントとなるのが、後継者が就農する場合を含めた生産規模の拡大であったり、あるいは新規就農が賠償の対象になってこないというところもありまして、このままいくと岩手県の原木シイタケの産地が、発展していく未来の絵がなかなか描けない状況になっています。そこに対して、県として来年度もさまざまな新規事業で予算を計上しておりますが、改めてどう取り組んでいく覚悟か、お伺いしたいと思います。

**○高橋林業振興課総括課長** 出荷制限地域における生産再開、あるいは委員から御指摘のありました新規参入や生産拡大といったところにつきまして、非常に重要な施策と考えております。このため、先ほどの出荷制限の解除に向けましては、県といたしまして、ほだ場の環境整備、こちらのほうの支援を実施しておりますし、放射性物質の濃度の検査、おとといの委員会でも御説明しましたとおり、原木も含めまして検査を進めております。

また、産地再生で新規参入者のいらっしゃる組合につきましては、6年目まで種駒、種菌の打ち込みができればできるように支援を申し上げる制度を持っておりますし、今年度新規に始めました原木シイタケ生産拡大支援事業、県単で予算を認めていただいております。こちらのほうも満額活用しておりますので、来年度増額させていただいて、実施をするという予定にしております。

あわせまして、東京電力への賠償の額ですが、今現在生産をしていくためにはその賠償の資源というものが当然経営の中に組み込まれていなければ成り立たないという状況でありますので、この部分につきましてはしっかりと各委員会の方々との交渉状況につきまして県としても把握し、必要な御助言等をさせていただいて、東京電力に関しましては引き続き速やかに賠償金が支払われるように要請を続けてまいりたいと考えております。

**○白澤勉委員** 生産者の方々は、いつ東京電力の賠償が終わるのか、不安感を毎年抱えながら、次の生産、経営に向けて頑張っているらしいです。県も当然認識をされていると思います。佐々木朋和議員の質問の中で、掛かり増し経費の話もさることながら、自伐される山の補償が、福島県と岩手県で取り扱いの対象の扱いが違う点について質問されておりました。私は当該委員でしたので、関連質問もしませんでした。東京電力に対しては強く、ここに差をつける意味が、課長の答弁を聞いていても、私は納得できない部分もあります。ですから、岩手県としての立場をしっかりと、被害を受けている生産者の気持ち、思い、そして経営に向けて気持ちを東京電力にもっとぶつけていいと思います。所感を伺いたいと思います。

**○高橋林業振興課総括課長** まず、東京電力の賠償につきましては、放射性物質の影響、これは途切れるものではありませんので、東京電力に起因する損害が発生する限り、これは続けていただくべきものと考えて検討いたしまして、協議会での支援でありますとか、

東京電力との意見交換なり要請、国への要望といったことを実施しております。

また、国の震災復興などの期限の関係もありますが、令和2年度で終了ということではなく、その後に引き続き措置をしていただけるようにということで、賠償と国庫の対応と、あと県の独自の事業と、三つのほうから生産者の方々を支える必要があるということで、本年度から国の政府予算要望に新たにつけ加えさせていただいて、強力に要望しているところ です。

**○白澤勉委員** そして、原木シイタケこそ本当に循環型の山の再生を含めた事業だと思っております。先ほど五日市王委員からもお話がありました。ぜひ新たな森林税などもうまく活用しながら、新たに原木の供給も含めてどんどん回していくように使っていくべきだと思います。それが原木シイタケという部分だけではなくて、岩手県全体の山が回っていく仕組みにつながると思っております。その点の御所見を最後にお伺いします。

もう一点伺います。生物工学研究所で放射性セシウムの移行低減品種の開発に取り組んでいらっしゃいます。その取り組みに生産者の人たちは非常に期待感を持っております。私は、農林水産部として総合力で、この取り組みについて新たに打ち出して研究などをされていると伺っております。ぜひそういった生産者の人たちが希望を持てる対策も、そういった部分からも後押しするような取り組みをお示ししていただきたいと思っております。最後に部長の御所見を伺います。

**○上田農林水産部長** 例の原発事故による放射能の関係で、さまざまな被害、あるいは影響が出てまいりましたが、その中でもやはりシイタケの関係、特に原木シイタケについては非常に大きなものと考えております。御質問の中でも触れられましたとおり、原木の確保が一つ非常に大きなポイントでして、そこについて、御質問の中にありましたけれども、福島県だけは立木のままで補助する、私ども、岩手県、宮城県などでは、実際に切って売ったときに差額が出たらばその分を補償する、こういう運用で東京電力ではお考えです。

わかったようで非常に矛盾があるのではないかという御意見、たくさん頂戴しております。そこだけまずお話を申し上げますと、事務的なところもありますが、必ず東京電力では県のほうにいらっしゃって、関係部局長と意見交換をいたします。私も年に1回ないし2回、お話をさせていただくのですが、この取り扱いについてはぜひ改善をお願いしたいと強くお願いをしております。また、東京電力ばかりでは動かないかもしれないということで、あえて国への要望文書などに入れまして、そういったことについてもぜひ地域間の不利が出ないように万全な対応を東京電力に求めてほしいということで、国に対して意見を申しているところであります。

まだまだ再開ができずこれからというシイタケ農家もいらっしゃいます。そういったことで国への対応等についてはどんどんやってまいりたいと思っておりますし、一方で、若干触れさせていただきましたが、いつまでたっても、らちが明かないという声もあったものですから、本来東京電力のほうで賠償すべきだと思います。特に新規でのシイタケの生産拡大を行った場合に、東京電力のほうでは賠償の対象にどうもしたがないというところがあ

りましたので、その先を読みまして、そういったものも補助対象にする、県単独の予算も立ち上げたところであります。そういったことで、シイタケ生産者、そして産地の再生に向けては県としては最大限努力して取り組んでまいりたいと考えております。

また、委員からお話のありました生物工学研究所での研究については承知をしております。非常に期待が高いというところも私どもにも声が寄せられているところであります。県といたしましても、生物工学研究所の研究、ぜひバックアップさせていただいて、より成果が早い時期に出せるように、皆さんにお示しできるように取り組んでまいりたいと思います。

○藤代農業振興課総括課長 先ほど臼澤委員のほうから御質問のありました国土利用計画岩手県計画に定める農地面積でございますけれども、第五次国土利用計画岩手県計画、これは平成28年7月に策定されているものなのですが、平成25年を基準年として平成37年、今ですと令和7年を目標年次とするものですが、令和7年の農地面積目標で15万600ヘクタールとなっております。

○工藤勝博委員 私のほうから、今年は暖冬ということで奥羽山系、山のほうは雪が例年よりかなり少なくなっております。それで、これから心配されるものが夏場の渇水だと思っておりますけれども、県のほうではそういう渇水対策はもうでき上がっているのか、お聞きしたいと思います。

○村瀬企画調査課長 県におきましては、県管理の農業用ダムなどのうち、貯水量が100万トン以上の五つの農業用ダムにつきまして、貯水状況を定期的に把握しております。まず、その状況をお知らせいたしますと、2月の時点ですが、若干平年を下回っているダムはありますけれども、ダムの施設の改修工事に伴って、あえて水位を下げているところが多く下がっているところではありますが、そこは今後工事の終了に伴いまして、水位を上げていくことにしております。大きく推移が下がって、地域の土地改良区の皆様方から不安の音が寄せられているといったような状況にはありません。

そういった中で、農林水産省からも、県内の市町村や土地改良区がどのような状況にあるかということも県としてもしっかり把握していただくということの通知もございましたので、今申し上げましたような状況は把握しているところであります。今後の気象状況について、まず当面は注視をしていくということで対応してまいりたいと考えております。

○工藤勝博委員 長期予報でも、今年は暑い夏になるのではないかとという予報も出されているところであります。またこのように桜の開花も大分早く進むということで、かなり乾きが早くなるのではないかと心配をされているところであります。

そういう中で、例えば、私の地元の松川地域なのですが、砂防ダムが何カ所かあるのです。それらもうまく今後活用できないかという声があるのですけれども、そういう砂防ダムと貯水ダムを兼ねるような、そういう仕掛けというのはできないものなのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○**村瀬企画調査課長** いわゆる河川の水を利用しようとする場合は、河川法である法律に基づきまして、水利権を取得する必要があるということとなっております。これについては、河川については、河川のレベルに応じまして管理者がおりますので、その管理者と協議を行っているということです。

砂防ダムというお話がありました。その砂防ダムを所管している管理者との協議次第ということではありますが、渇水があった場合にそういったところの水を活用したいという声があれば、利用したいとする者が土地改良区であれば、農業農村整備の分野で対応することとなるでしょうし、それ以外の農業用水以外で活用したいというものであれば、また所管のところがあると思います。それぞれ対応する者がその河川なりを管理するところと協議をして、地元の水不足なりの解消に向けた対応をしていくものと考えております。

○**工藤勝博委員** 全くできないよということではないのだということでも理解してもよろしいのでしょうか。

私、松川土地改良区の役員もやっていますけれども、例年、結構水の調整をしながらやっていることなのです。利水も大変苦勞するというので、できれば今ある砂防ダムをかさ上げして、ある程度の貯水量を増やして、渇水ときは活用できればなという声が出てきたのです。これから考えられるのは、やっぱり温暖化も含めて奥羽山系の雪が少なくなるだろうと想定すれば、それもこれからの取り組みの一つであるかなという思いをします。河川のほうと、利水を使うほうの権利等含めて、その調整というのはやっぱり必要だと思いますが、それが可能であれば一つの方策としてはすごくいいのかなと思いますけれども、これから皆さんと相談しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

もう一点、前回の委員会でも取り上げた、内水面の機能強化ということではありますが、令和2年度の予算は若干減らされておりますし、職員が6名という中で運営しているということですが、これから内水面の機能が求められると思うのですが、それらの具体的な令和2年度の対応というのはどのようになっているかお伺ひしたいと思います。

○**石田水産担当技監兼水産振興課総括課長** 内水面の機能強化ですけれども、今県ではサクラマスの資源を増大するというので、そのサクラマスの種苗生産技術の開発ということの内水面技術センターで開発しています。内水面技術センターでは、種苗開発技術を確立するために今鋭意やっておりましたので、それが確立した際には沿岸河川への放流資源として移転していくというところが一つあります。

もう一つは、昨年来サケ、マスの海面での養殖が本県でも始まってきましたので、そこに供給するサクラマスや、あるいはニジマス系統の成長優良種苗の開発ということも内水面技術センターが今手がけておりますので、こういった本県の強みを生かしたサケ、マス類、特にこの系統の技術開発を専門にこれから伸ばしていくということで進めてまいりますので、6名の職員ということですが、優秀な職員が張りついておりますので、鋭意頑張っておいて本県漁業と内水面の振興を図っていきたくと考えております。

○**工藤勝博委員** 主要魚種の不良が続いているという中で、海面養殖がこれから岩手県の漁業者にとっては一つの大きな励みになると思いますし、サクラマス生態、よく私もわからないのですが、結構1年でかなり成長するという話も伺っています。秋田県の米代川に行って釣りをするのです。春に上ってくるマスを、大きいものでは七、八十センチのものを釣ってきたと言って、よくいただくこともあります。そういう時代に入ってきたなと思っておりまして、これやっぱり内水面の機能を強化して、さらに沿岸の漁業者の漁獲高にもつながるような仕掛けをぜひとも強力にやっていただきたいと思います。それらを含めて、ちょっと人数も予算も何か前向きではないと思うのですが、ぜひとも次年度においては検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○**佐藤ケイ子委員** 私からは、農地集積の関係、それから種子法、種苗法に触れたいと思います。

先ほども臼澤委員のほうから農地集積の関係で質疑があつて、大体わかってきたのですが、でもこの間配付になりました農地中間管理事業推進基本方針を見ますと、今現在は15万100ヘクタールのうちの集積が65%進んでいるという状況、そして令和10年度には80%にするという、この80%なわけですが、国が80%の目標を立てているわけです。現実的にはこれは難しい数値目標ではないかと私は思っているのです。実際に担い手とか、集落営農とか、法人化とか進めているわけですが、受け手が今どんどん限られてきている、限界に近いということ。それから、農地も、平場のところは農地集積が進んでいるわけですが、これから進めなければならないところは中山間など、なかなか難しいところが残っているわけですし、この目標を進めるというのはかなり大変なことではないかと思っております。

本県のあるべき農業の姿というのは、大規模化というのもそうですけれども、本当にそうなのだろうか。予算特別委員会の質疑でもありましたが、現実には家族農業の方々、面積は少なくとも家族農業でやっているという方が非常に多いわけですし、この家族農業の施策を進めていくと、面積はそんなに多くなくても高収益の作物をやってもらおうとか、そうした方向に、大規模化とともに家族農業の推進というのも守り立てていかないと難しいのではないかと私は思っていますが、どのようなものでしょうか。

○**藤代農業振興課総括課長** 農地集積の基本目標が80%ということについて、達成が難しいのではないかと御質問ですが、今委員からお話がありまして、この事業、農地中間管理事業というのは平成26年から事業が進みまして、当初非常に多くの農地面積が動きました。全体として1万3,000ヘクタールぐらいということで、これは全国トップクラスで岩手県は農地が動いたのですが、おっしゃるとおり、平場のほうですとなかなか今度は出し手が少なくなっている、あるいは中山間のほうに行けば、今度は農地の条件が区画が狭いとか、排水対策が十分でないというような形で受け手がなかなか見つからないという課題は出てきています。そこで、今65%ですが、あと15%のアップはどうなのだろうかというのは本当にそのとおりで思っていますが、今時点で国のほうは

9割というような形のを当初掲げて進めてきたわけですが、岩手県はそれでも中山間があるので、何とか8割におさめたところですよ。いずれにしても目標値は全国においても下げないというような方針の中でこういった目標を掲げさせていただいたところでありますので、何とかこの目標達成に向けて、さまざま、先ほど申し上げましたような地域での議論を深めながら進めていきたいと考えております。

あと、こういった中で決して大規模化だけを進めているわけではなくて、担い手の育成というようなことも進めていまして、この集積でカウントされる方の担い手というのは認定農業者の方になったりですとか、地域の中心経営体になったりというような形で、規模が小さい家族経営体であっても、将来少し規模拡大をして、地域のいろいろな核となって活動しようという方については認定をさせていただいて、集積という形でカウントするとしています。佐藤ケイ子委員がおっしゃるとおり、本県は大規模化だけではなくて、小規模家族経営も併存したような形で進むのが、農業の地域政策を進める上でもそういった農業の姿が必要ではないかと考えていますので、そこは地域での議論を大事にしながら、それぞれの地域に合ったような形の農業の姿が描かれるように県としては進めていきたいと考えているところです。

○佐藤ケイ子委員 それはそのとおりだと思います。

それで、地域活動ということで、地域共同事業というのですか、多面的機能支払制度なども、どんどん地域でやっていきたいと思いますということで動いているわけですが、そうすると大規模化になってくればなるほど、その限られた農家人口になってくるというか、裾野がどんどん人材的には限られた人たちになってきて、地域全体でそれをやろうという機運になるかというのと、どうもそれも難しいと思います。少しずつみんなが農業にかかわっているから地域で協力しようということであればいいと思いますが、どんどん集約化することによって、その共同事業も先行きが難しくならないのかということをおは危惧しているところなのです。そうしたことも踏まえて、先ほどの説明もありましたから、家族農業への手だてもしていくということをおは、よろしくおは願ひします。

ほかに、種子法のお関係なのですが、種子法が廃止されたときには、県では種子法が廃止されても種苗法によって対応していくのだと、それから種子法によって交付税措置などもされていたわけですが、それもそんなに金額の大きい交付税措置ではなかったのです、これまでどおりしっかりと優良な種子を守っていくという方針だったと思はっているのです。今度は種苗法も改正予定という国の動きのようであります。種苗法が改正されると、農家が自分のところで自家増殖ということも禁止されたり、種子を大手に管理されたりということで、種の価格も高騰するのではないかなど、農業がやりにくい状況になっていくのではないかな、それからもともとの地場で育成されていた特定の作物などの種子の管理も大丈夫なのだろうかとおは思はっているのです。その点は、今度どのようになっていくのでしょうか。県では、種子法改正に絡んで県議会から条例化ということで今進めてもらはっているとおはるのですが、この種子法、種苗法の改正の動きに県はどのように対応するのをおは伺ひ

したいと思います。

○**菊池農業普及技術課総括課長** ただいま種子法、そして種苗法、二つの話がありました。まず、廃止された種子法ですけれども、これは主要穀物を安定的に各県、都道府県が生産できるように国が措置していたものを、法律を廃止したが、引き続き安定的に種子を生産できるように、その機能部分を種苗法のほうに取り込んだということで、県ではこれまでどおり種子を管理していくことになります。

種苗法のほうは、今の部分が改正されたものではありません。種苗法といいますのは、そもそもさまざまな新品種が登録されます。登録した人がその種子を販売することによって、利益あるいはみずからの生計を営むということなのですけれども、その育成した権利者、育成者の権利をしっかりと保護しましょうということで種苗法のほうが改正予定でございます。したがって、種苗法の適用の範囲となるものは種苗登録されたものが範囲となりまして、登録されていないものにつきましては、これまでどおり自家増殖であるとか、譲渡は可能だということになります。

ただし、登録されたものにつきましてはこれまでと変わってきます。大きな点とすれば、自家増殖は、これまでは自家増殖を禁止していますよといったものだけが自家増殖禁止なのですが、今度からは自家増殖は原則禁止だけれども、これはやっつけでいいよと、要するに最初から禁止するものだけを指定するものと、それから基本禁止だけれども、これは増殖して使うものが前提だから、増殖して使ってくださいねというような形で、そういった形に分けられるということです。その部分が、いわゆる自家増殖が禁止というものが種苗登録されているもの以外も禁止なのではないかと誤解が若干生じている部分がありますので、そういった部分は丁寧に説明して、不安を取り除いていきたいと思っております。

○**佐藤ケイ子委員** 登録されている種というのがどういう範囲なのかというのがいろいろあるのでしょうかけれども、世界でも訴訟になったりしている例もあるようです。この運用が本当に柔軟であればいいなと思うのですけれども、農家に対しても制度が変わったというようなことの周知とか、さまざま課題もあろうかと思えます。ぜひ対応をお願いいたします。

○**山下正勝委員** 先日、枝肉の話をしたのです。ちょっと参考までにお話ししますが、A5、一番ランクのいいのは1月がキログラム当たり2,400円から2,500円ぐらいしたそうです。今の新型コロナウイルス感染症の関係で、3月はもう2,000円まで下がっているそうです。この価格が、A4ランクだと1,700円ぐらいまで下がるそうです。10カ月の素牛、子牛を買うのに70万円から80万円かかるそうなのです。それを成牛として売るには、それからまた20カ月間かかるそうです。その間の経費が50万円ぐらいかかるそうなのです。それで、20カ月ですけれども、1頭当たり5,000キログラムから5,200キログラムぐらい食べるそうなのです。農協は高いなと思ったのですが、農協だとキロ62円から64円ぐらいかかるそうです。そうすると、もう餌だけで32万円ぐらいかかり、敷きわらなどを含めると50万円ぐらい必要なのです。それで、A5というのは枝肉で500キログラムぐらいに

なるそうなのです。1キログラム当たり2,000円だとすると100万円なのです。そうすると、それまでの経費が120万円ぐらいかかっていますから、もうそれだけのマイナスになるということで、大変だなと思って聞いています。

あくまでもA5ランクの一番いい肉でそのような話ですが、A4とかランクが下がるとまだまだ大変なのだということでお話を伺いました。価格の下落は今後も続き、まだまだ大変だなという話です。

もう一点、学乳の話です。学乳についての影響割合について確認したいと思います。大手の乳製品メーカーはそれほど影響はないと思いますが、奥中山農協牛乳や、恐らく湯田牛乳も影響を受けていると思います。その学乳というのは限られた範囲があるわけなのです。奥中山農協牛乳の場合は、学校が今、春休みに入ったからまだいいのですが、半月ぐらいいで1,500万円くらい影響があるそうです。地元にあったような地産地消の牛乳をつくっているところがダメージが大きいという話です。中山地区で60トン生産しているのですが、30トンが乳製品工場で、あと30トンの卸先は東北生乳販売農業協同組合連合会なのです。その東北生乳販売農業協同組合連合会というのは、恐らく1%というのは東北全体の物流だと思うのです。配送は手数料をとっているのです。全て東北生乳販売農業協同組合連合会が行っています。ですから、その辺の実態調査は、県内の乳製品工場だとかどうい状態か把握しないと実態を確認できないと思います。恐らく和牛農家から酪農家、当然いろいろな部分で要請は来るとしますので、よろしくお願ひします。

あともう一点、農地中間管理機構、これは国が80%から90%ですね。ということは、国は予算をつけるはずなのです。それで、大きい農家も当然そうだし、小さい農家も、みんな環境整備をよくすればいいことだと私は思っています。そうすると、家族経営であろうが、新規就農であろうが、やはり環境をよくすれば、耕作放棄地も全部なくなると、私は思っております。

もう一点は、今まで農家は農協主導型でしたが、農協が弱くなった。国が進めた米の自由化で単価が下がったのですが、農家が農協と一体的にやってきたときに、農協が先に農家離れしたのだから、農家は行く場所がなくなり、各市町村や県にお願ひするしかないと思っているのです。ですから、その辺は考えてもらって、私はそれぞれの地域に合ったようなやり方をしてもらえれば幸いだと思っております。そういった意味では、私としては、農家に利用してもらいたい制度はいっぱいあるのです。これ農家に伝えて、やり方はこういうものがありますとやれば、農家以外の方も二、三人出てくると思っておりますので、どうかその辺についてお願ひしたいと思っております。

もう一点、パイプハウスの値段が、7,600万円とのことですが、高過ぎると思っております。青森県は、県内の鉄工所と連携を組んで事業展開をしています。太くても足場パイプ48.6の、少し細いパイプで強度が弱いところがあるのですが、地元企業が作成しています。それで県が15年前から事業を認めているのです。やはり地域の中小企業、そういう地元の業者の皆さん、鉄工所の皆さんと組んで、そういうのをやっていかないと、お互いに潰れて

くと思うので、そのような取り組みも必要だと思います。沿岸のほうに県産材を入れたハウスも、私も興味を持っていましたが、皆さん地域に合ったような考え方で地域の皆さんは自分たちの地域を自分たちで守るような、そういう方針でやっていかないとだめだと思っています。ですから、もう少し市町村にも声かけて、こういう予算があるとか、声かけてやってもらえば、まだまだ私は農業も捨てたものではないと思っております。

ほかに、学乳の生乳の取引量について確認させてください。

○**菊池畜産課総括課長** 畜産の関係いろいろお尋ねになりましたが、今学乳といいますか、牛乳の関係についての御質問でした。本県の学乳の生乳の取引量ですけれども、年間を通じて大体1%から2%になっています。そのうち3月ですけれども、春休みがある関係で、0.9%が学乳に回っている状況です。いずれ今回の生乳の影響、新型コロナウイルス感染症の影響ということですが、いずれ生産者につきましては学乳から加工のほうに回りますので、その差額、単価が大体6割から7割ぐらいになりますので、国のほうから全額負担されるということになっております。また、乳業メーカーに対しましても、そういった部分のいろいろな支援が国からもなされますので、現時点では影響がないものと考えております。

○**吉田敬子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**吉田敬子委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

この際ですけれども、上田部長並びに小岩技監におかれましては、今年度で御退職されることとなっております。農政分野におかれまして大変御活躍されたと存じておりますが、ぜひお二人に御退職に当たりましての思いを頂戴できればと思っております。

○**小岩技監兼農政担当技監兼県産米戦略室長** まずは、このような場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。私のほうから、農業振興の方向性といいますか、農業に対する思いを若干述べさせていただきます。

御案内のとおり、農業には二つの顔があると思います。一つは、産業振興施策の対象としての農業、そしてもう一つは先ほどもお話がありましたけれども、地域振興施策の対象としての農業、多分これは農業農村ということになるかと思えます。

まず、産業としての農業ですけれども、やはり一つでも多くの強い経営体を育成して、そうした経営体を中心となって、大きな固まりとなって強い産地をつくる。そして、例えば大根をつくった場合、大根として売るほか、切り干し大根にして、より高い価格で売る。こうした取り組みを切れ目なく行っていく必要があると思っております。特に三つ目にお話ししました農産物に付加価値をつける取り組み、これはまさしく女性農業者の活躍の場であると思っております。

次に、地域施策としての農業農村でありますけれども、先ほどもお話がありました。私もその一人なのですが、多くの小規模兼業農家で支えられております。例えば中山間の直払い、御案内のとおり毎年約36億円のお金が本県の中山間地域に入ってきています。です

が、現状は事務が大変で、もうできないなどの声が出されております。よくよく考えてみますと、県や市町村、そして農協のOB、あるいは会社で事務を担当された方など、どここの集落にも1人、2人いると思います。そういった人が自分を育ててくれた集落への恩返しとして率先して裏方を担当すべきだと考えています。

私も4月から地元の農家組合、そして生産森林組合などの役をすることとしておりまして、少しばかりの田畑で土に戯れ、そしてこれは農業のお金をもうけるという効能以外のもう一つの大きな効能が農業にはあります。それは、心を豊かにすることだと思うのですけれども、心豊かに暮らしていきたいと思っております。

県職員生活も終えることとなりますが、今度は私の地元一関で県議会議員の皆様、そしてここにいる私の仲間などから賜りました数々の御厚情に対しまして、少しずつではありますが、恩返しをしていきたいと考えております。これまで大変ありがとうございました。

**○上田農林水産部長** 本当にもうこういった機会をお与えいただきまして、大変ありがとうございます。特にこうやって委員会の場とか、やはり県議会議員の皆様といろいろとお話をさせていただきながら御提言を頂戴して、それで本県の農林水産行政に生かしてまいることがございました。重ねて御礼を申し上げます。ふだんのやりとりですと、やはり答弁ですので、私もしゃべるところで奥歯に物が挟まったような言い方、あるいはちょっとずらしたような答弁もあったかもしれません。大変申しわけなかったと思っております。

大変時間を頂戴するのですけれども、ちょっと私が思っている本音のところも含めまして、ただし、まだ部長ですので、部長の範囲を越えずにお話を申し上げたいと思います。

私は、昭和60年、県庁に採用になりまして、最初配属になりましたのは当時は林業水産部と申しました。林業水産部の林政課ということで、予算経理係にいたのですけれども、多くは県有林、当時は売れまして、公売というので売っておりましたが、そちらの経理の担当をさせていただきました。その後、県の出先である久慈市にある農政部に配属になりました。農地の担当をさせていただいた関係で、さまざまな集落での話し合いとか、普及所中心になるのですけれども、そういったところにおまえも来いということで行かせていただいて、そういった中でいろいろなお話を聞いたり、考えたりということをして3年間やらせていただきました。その後、今名前は違っておりますけれども、地域農業振興課、当時は地域がつかました。農業課におりまして、それから一遍企画室に参りました。その際には、実は併任書記もさせていただきまして、当時の委員の方もまだいらっしゃるのですけれども、大変お世話になりました。その後、流通課に参りまして、物の売り方、輸出の担当をさせていただき、その後副部長ということもさせていただいた上で、昨年からは部長をやらせていただきました。本当にお世話になって、大変ありがとうございました。

農業については、もう技監が申しあげましたので、あまりしゃべりませんが、一つだけちょっと申し上げたいものがあります。本県の農業、農政については、古くから地域農業というのを大事にしてまいりました。昔はやはり米が中心でした。食糧管理制度があつて、日本人の食糧を何とか維持しなければいけない、そのためには米をつくるということで、

非常に米を重点的に国あるいは他県でも進めてきたところでありましたが、本県ではやはり地域によって気象条件なり、条件が違うものですから、そこに対応して農業を進めていこうと、これを地域農業と当時呼んでおりました、この考え方で進めてまいりました。これは今でも変わっていませんし、これはやはり正しかっただろうと思っています。やはり県北のところは県北に見合った農業ですし、例えば三陸ですと三陸に見合った、例えば日照時間が長ければやはり果樹が中心になります。そういったところで、本県を一つと考えずに、地域に見合ったふさわしい農業を進めてきたというところでした、これは非常に私は今でも正しかっただろうと思っています。ですから、現場を大事にして、現場に見合ったような農業を進めていくということでやってまいりました。

一つ申し上げておきますが、普通本庁と出先という言葉を使います。どこの部でもそうです。うちの部だけは違います。出先機関とは申しません。現地機関と申します。本庁と出先と立場の違いはよくわかるのですが、課題とそれからやるべきことは現場にあると、そういう考えから私ども、いわゆる出先機関については現地機関という名前と呼んでおります。そのために必要なところでさまざまな取り組みをしてまいりましたが、一つ申し上げたいのは普及制度については堅持をしてきたということです。今本県の場合には普及所があって、二百数人の普及員が働いています。これは、もう専門でやっています。他県で確かに普及員という名前はついているのですが、普及専門でやっているところというのは全国的にも非常に少ないです。私どもやはり現場で、生産者の方とか団体、市町村とやりとりする場合には、やはり専門性を持って、それで御相談に応じます。ということで、普及制度については非常にまだ専門性を有したまま、もう一つは人員についても可能な限りキープをしてまいりました。もうこの場で申し上げますけれども、本県の県庁の場合には人員削減を進めてまいりました。計画をつくり、いついつまでにどのぐらい人員を削減する。当時はまだ農政部でしたが、普及員だけは別枠でした。どんどん人が減っていく中で、普及員は極力減らさないようにということで取り組んでまいりました。私も企画室、平成17年ですから随分前になりますけれども、そのとき組織の担当をさせていただいたのですが、その際の考え方も全く同じでした。

そういったところでやってまいった中で、私、久慈市で一人の方にお会いをしました。上司でしたが、その人、すごく面白い方で、自分で小説を書いたりという文才にすぐれた方です。農業の魅力は、上田君、どう考えるのだと、そうですね、皆さんに食糧調達するすごくいいところですよと、いやいや、農業は自由なのだ。自由だからいいのだというお話でした。初めはわからなくて、きょとんとしましたけれども、さまざまな農業の形態があって、皆さんがそれぞれ夢を持って、それでそれに見合ったようなさまざまな農業を展開できるのだと、こういうことをおっしゃいました。農地というキャンパスの上に夢を描くのが農業だと、こういうお話をさせていただきました。これまだ今心に残っております。地域を回って農業者の方々と意見交換する際に、残念ですが、私の言葉ではないのですが、これを引用させていただいたこともあります。

今の状況等に見合わせますと、大規模、規模を拡大して生産性を上げて、収益力をアップさせる、こういう方向もありますし、きょうの議論の中でもありましたけれども、たとえ規模が小さくてもきらりと光る、あるいは特徴的なそういった農業をやっていただく、こういったのも自由だと、これが農業の魅力なのだというお話でした。ただ、一つ条件があります。そこでちゃんとしたお金が入ることが大事。ここで、長くなるので、小岩技監がもう申し上げましたので、そのところは割愛いたしますが、そういった思いで、農業が長かったのですけれども、林政もありました。仕事をさせていただいております。

農業の関係はちょっと割愛をいたしまして、林業の関係を申し上げます。最初の勤務が林業だったものですから、やはり思いがあります。かつて、戦後間もない頃は丸裸の山があった。そこを植林して、それで元に戻そうと、将来のために植林をしようということで林業というのはやってまいりました。そのほか、そういった植林の事業を通じて雇用というところも非常に大事でして、特に山間地域の雇用に関しては林業は非常に大きく貢献をしてまいりました。その中では、通常の裸地への植林に加えて、拡大造林と申しまして、広葉樹を切った上で針葉樹を植えていくということも手がけまして、非常に大きなところで植林事業をやってまいりました。これは、地元の、特に山間地域の住民の方々にとっては、非常に雇用の面で大きな貢献をしたのだということがあります。

ただ、残念ですが、その後国内の需要は落ち込みました。これは、外材の大量の搬入になります。外材が入ってきたのは古いのですが、量が入ってこなかったのが、あまり影響はなかったのですが、どんどん入ってきました。ということで、今は国内需要が非常に活発になっております。これは、海外から入ってこないという、もう東南アジアを切り尽くして、今アフリカから、アフリカももう無理ではないかと言われておまして、そういった時代が来たところですので、これをぜひ生かして、特に今のところは川下の木材産業の方々とかは非常にメリットがあるのですけれども、これをぜひ川上の生産者の方までメリットをどんどん享受してもらって、循環型の林業に進むために木になる再生林のところをぜひ手がけてもらいたい。これについては、将来林業をやっているときちんとした収入が上がるということをお見せする必要があると思っています。これについては、少し残念なのですが、海外でも非常に県産材の評価が高いので、新型コロナウイルス感染症の関係でちょっととまっているのですけれども、ぜひ来年以降どんどん進めていってもらえればなと思っています。特に全国植樹祭もあります。そういったことで、林業はますます注目を浴びると思いますし、頑張ってもらいたいと思います。

また、水産業についてですが、私ども水産業というのは沿岸地域の本当に基幹産業になります。私、沿岸での勤務が久慈市と宮古市でありまして、そういったところではやはり水産業のウエートというのは非常に高く、非常に裾野が広い。特にサケがかつて豊漁でしたので、年間7万トンぐらいありました。これは非常に大きな影響があつて、若い方々がどんどん戻ってきてくれて、それでそこで漁業をやつて、もうけてという時期がありました。

残念ですが、その漁がどんどん減っているという状況にあります。当時の状況については若い方々がいっぱい戻ってきたので、小さな村ですと人口の構造がまるっきり違うところもあります。いい時期に来た方のところだけすごく厚くなっています。中年層だったりもするのですが、こういったところまでの非常に大きなウェートがありました。ただ、残念ですが、今は不漁が続いております。これをどうやって解決するか、大きな問題ではありますが、非常に難しいところがあります。やれるところは全部やるということで進めていきたいと思いますが、特に海面漁業、特にサケ、マスについては大変有望だと考えておりました。いろいろな芽出しが出ておりますので、進めていただきたいと思っておりました。

何かいろいろなことをしゃべろうと思って、大変時間が押して恐縮ですが、最後に今の後輩の皆さんに対しての話をして終わりにしたいと思っております。農林水産業、さまざまな課題がありますが、非常に重要な産業であります。特に今復興が一区切りをしまして、復興事業のような公共投資というのは大きくふえることはもう考えられない状況にあります。では、その後どうやっていくかということで、整備されました三陸沿岸国道というインフラがあります。そういったものを活用して、どうやって地域の産業を振興していくかということになろうと思っております。製造業が盛んな地域については、それは非常にわかりやすい。ただし、中山間中心として、そういった地域が県土全体にあるわけでありまして。そうした場合に頼りにされるのは絶対農林水産業だと思っております。特に農業については、今まで培った基盤があります。それから、人のつながりがあります。いろいろな仕組みができています。そういったところで農業を振興して行って、幅広い、裾野の広い産業ですので、産業全体の振興として地域の活性化にどんどんとつなげていきたいと思っております。もう内示が出ましたので、非常に仕事のできる有望な人材が来年度以降活躍してくれるだろうと思っております。ぜひ頑張ってもらいたいと思っております。県議会議員、それから農林水産委員の皆様には、ますますの御支援と、そして温かい御叱咤も含めまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。

○吉田敬子委員長 上田部長、そして小岩技監、議会内での質疑のみならず、議会の外でも私たち議員とともに懇親を深めていただき、切磋琢磨していただきまして、本当にありがとうございます。人生まだまだこれから長いので、お二人のお言葉を借りますと農地のキャンパスですか、山のキャンパス、そして海のキャンパスに夢を描いていただいて、心豊かに、健康には御留意されて、ますます御活躍していただきますことを私たち委員一同願っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本当にありがとうございます。

それでは、執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願ひます。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思っております。調査項目については、りんごを核とした家族農業による多角経営の取り組みについてといたしたいと思

ますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております令和2年度農林水産委員会調査計画案のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。